

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第19号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表1（第2条、第6条関係）					別表1（第2条、第6条関係）					
出先機関及び代決者					出先機関及び代決者					
出先機関名		代決者			出先機関名		代決者			
		第1順位		第2順位			第1順位		第2順位	
略					略					
健康福祉部	略				健康福祉部	略				
	香川県子ども女性相談センター		次長	主管課長又は主管室長		香川県子ども女性相談センター		次長	主管課長	
	略					略				
略					略					
備考 略					備考 略					
別表2（第3条、第4条関係）					別表2（第3条、第4条関係）					
出先機関共通決裁事項					出先機関共通決裁事項					
関係事務	事 項			所長等 委 任	決裁区分		所長等 委 任	決裁区分		
					所長等	課長等		所長等	課長等	
1	略									
2	サービス関係事務	(1)・(2) 略			略					
		(3) 所属の職員の休暇（病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等を行うこと。						○		
		(4)～(11) 略								
備考 略					備考 略					
3～7 略					3～7 略					
別表3（第3条、第4条関係）					別表3（第3条、第4条関係）					
小豆総合事務所の個別決裁事項					小豆総合事務所の個別決裁事項					
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等		所長等	次長	課長等
略										

保健 福祉 課	1 略				
	2 児童福祉 法関係事務 法…児童福 祉法	(1)～(6) 略 <u>(7) 扶養義務者等の収入の状況 につき、扶養義務者等に対し報 告を求め、又は官公署に対し必 要な書類の閲覧若しくは資料の 提供を求めること。(法56条4 項)</u>	○	○	
3・4 略					

略

用地 管理 課	1～19 略					
	20 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律関係 事務 法…建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律	(1) 建築主又は国等の機関の長 に対し、建築物エネルギー消費 性能適合性判定結果等の通知書 を交付すること。(法12条3項 から5項まで、13条4項から第 6項まで)		○		
		(2) 建築主又は国等の機関の長 に対し、特定建築物に係る基準 の違反を是正するために必要な 措置をとるべきことを命じ、又 は通知して要請すること。(法 14条1項・2項)		○		
		(3) 建築主に対し、建築物エネ ルギー消費性能確保計画等の変		○		

保健 福祉 課	1 略				
	2 児童福祉 法関係事務 法…児童福 祉法	(1)～(6) 略			
3・4 略					

略

用地 管理 課	1～19 略					
	20 エネルギー の使用の 合理化等 に関する法律 関係事務 法…エネ ルギーの 使用の 合理化 等に関 する法 律	(1) 建築物の設計、施工及び維 持保全に係る事項について指導 及び助言をすること。(法74条 1項)		○		
		(2) 特定建築物に係る届出又は その変更の届出を受けること。 (法75条第1項)		○		
		(3) (2)の届出をした者に対し、 当該届出に係る事項を変更すべ き旨を指示すること。(法75条 第2項)		○		
		(4) (2)の届出に係る事項に関 する当該建築物の維持保全の状 況について報告を受けること。 (法75条4項)		○		
		(5) (4)の報告をした者に対し、 エネルギーの効率的利用に資す る維持保全をすべき旨の勧告を すること。(法75条5項)		○		

用地 管理 課	21 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律関係 事務 法…建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律				

省…建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関 する法 律施行 規則	更その他必要な措置をとるべき ことを指示し、又は当該指示に 係る措置をとるべきことを命ず ること。(法16条1項・2項、 19条2項・3項)					
	(4) 建築物エネルギー消費性能 基準への適合に関する事項に関 し報告を求めること。(法17条 1項、法21条1項)		○			
	(5)～(7) 略					
	(8) 建築物エネルギー消費性能 基準に適合している旨の認定を すること。(法36条2項)		○			
	(9) 建築物エネルギー消費性能 確保計画の軽微な変更に関する 証明書を交付すること。(省11 条)		○			
21 都市の低 炭素化の促 進に関する 法律関係事 務 法…都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律 省…都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律施行 規則	(1) 低炭素建築物新築等計画又 はその変更を認定すること。(法54条1項、55条1項)		○			
	(2) 認定低炭素建築物新築等計 画に基づく低炭素建築物の新築 等の状況について報告を求め ること。(法56条)		○			
	(3) 認定低炭素建築物新築等計 画に従って低炭素建築物の新築 等を行っていない認定建築主 に対し、改善に必要な措置をと るべきことを命ずること。(法57 条)		○			
	(4) 低炭素建築物新築等計画の 軽微な変更に関する証明書を交 付すること。(省46条の2)		○			
22～24 略						

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

		(1)～(3) 略				
22～24 略						

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 離島振興対策 実施地域にお ける県税の特 別措置条例 関係事務 条…香川県離 島振興対策 実施地域に おける県税 の特別措置 条例	(1) 離島振興対策実施地域内における 事業税又は不動産取得税の課税を免除 すること。(条2条1項・4項、3条)	○	○	
3 過疎地域に おける県税 の特別措置 条例関係事 務 条…香川県 過疎地域に おける県税 の特別措置 条例	(1) 過疎地域における事業税又は不動 産取得税の課税を免除すること。(条 2条1項・4項、3条)	○	○	
4 香川県にお ける企業誘 致のための 県税の特 別措置条 例関係事 務 条…香川県 における企 業誘致のた めの県税の 特別措置 条例	(1) 工場等に係る不動産取得税につ いて不均一の課税をすること。(条2条)	○	○	
5 産業集積区 域における 県税の特 別措置条 例関係事 務 条…香川県 産業集積区 域における 県税の特 別措置 条例	(1) 産業集積区域における不動産取得 税の課税を免除すること。(条2条)	○	○	
6 地方活力向 上地域にお ける県税 の特別措 置条例	(1) 地方活力向上地域における事業税 又は不動産取得税について不均一の課 税をすること。(条2条1項、3条)	○	○	

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				

例関係事務 条…香川県地方 活力向上地 域における 県税の特別 措置条例				
7・8 略				

6～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福 祉総務 課・生 活福祉 総務課	1～3 略				
	4 児童 福祉法 関係事 務 法…児 童 福 祉 法	(1)～(6) 略 (7) 扶養義務者等の収入の状況につき、 扶養義務者等に対し報告を求め、又は 官公署に対し必要な書類の閲覧若しく は資料の提供を求めること。(法56条 4項)	○	○	
	5 略				
略					

10 略

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関 係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規 則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1) 養育里親及び養子縁組里親の研修 及び更新研修を行うこと。(法6条の 4第1号・2号、省①36条の46第2項)	略		
	(2) 略			
	(3) 児童等又はその保護者等に訓戒を 加え、又は誓約書を提出させること。 (法27条1項1号、31条4項)	略		
	(4) 児童等又はその保護者等を児童福 祉司等に指導させ、又は指導を委託す ること。(法27条1項2号、31条4項)			

2・3 略				

6～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福 祉総務 課・生 活福祉 総務課	1～3 略				
	4 児童 福祉法 関係事 務 法…児 童 福 祉 法	(1)～(6) 略			
	5 略				
略					

10 略

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関 係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規 則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行 うこと。(法6条の4第2項、省①36 条の46第2項)	略		
	(2) 里親につき、その相談に応じ、援 助を行うこと。(法11条1項2号へ)	○	○	
	(3) 略			
	(4) 児童又はその保護者に訓戒を加え、 又は誓約書を提出させること。(法27 条1項1号)	略		
	(5) 児童又はその保護者を児童福祉司 等に指導させ、又は指導を委託するこ と。(法27条1項2号)			

	(5) 児童等を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号、31条4項)			
	(6) 略			
	(7) 指定発達支援医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項、31条4項)	略		
	(8)～(16) 略			
	(17) 里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、若しくは当該施設に在りさせ、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条2項)	略		
	(18) 略			
	(19) 児童自立生活援助等を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託すること。(法33条の6第1項・6項)	略		
	(20)～(23) 略			
	(24) 扶養義務者等の収入の状況につき、扶養義務者等に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。(法56条4項)	○	○	
	(25)～(33) 略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略			
	(7) 児童の施設入所等の措置を解除しようとするときに、児童福祉司等の意見を聴くこと。(法13条1項、16条1項)	○	○	
	(8) 児童の施設入所等の措置等を解除するときに、その保護者に対し、必要な助言を行い、又は必要な助言に係る事務を委託すること。(法13条2項・3項、16条2項)	○	○	
	(9) 児童の施設入所等の措置等を解除するときに又は児童が一時的に帰宅するときに、当該児童の安全の確認を行い、又はその保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その	○	○	

	(6) 児童を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号)			
	(7) 略			
	(8) 指定発達支援医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項)	略		
	(9)～(17) 略			
	(18) 里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、又は当該施設に在りさせること。(法31条2項)	略		
	(19) 略			
	(20) 児童等が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。(法33条の6第1項)	略		
	(21)～(24) 略			
	(25)～(33) 略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略			

	他の必要な支援を行うこと。(法13条の2、16条2項)			
	(10) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の5、16条2項)	略		

	(7) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の4)	略		

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1) 養育里親及び養子縁組里親の研修及び更新研修を行うこと。(法6条の4第1号・2号、省①36条の46第2項)	略		
	(2) 略			
	(3) 児童等又はその保護者等に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。(法27条1項1号、31条4項)	略		
	(4) 児童等又はその保護者等を児童福祉司等に指導させ、又は指導を委託すること。(法27条1項2号、31条4項)			
	(5) 児童等を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号、31条4項)			
	(6) 略			
	(7) 指定発達支援医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項、31条4項)	略		
	(8)～(16) 略			
	(17) 里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、若しくは当該施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更すること。(法31条2項)	略		
	(18) 略			
(19) 児童自立生活援助等を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託すること。(法33条の6第1項・6項)	略			

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 児童福祉法関係事務 法…児童福祉法 政…児童福祉法 施行令 省①…児童福祉 法施行規則 省②…里親が行 う養育に 関する最 低基準	(1) 養育里親の研修及び更新研修を行うこと。(法6条の4第2項、省①36条の46第2項)	略		
	(2) 里親につき、その相談に応じ、援助を行うこと。(法11条1項2号へ)	○	○	
	(3) 略			
	(4) 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。(法27条1項1号)	略		
	(5) 児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は指導を委託すること。(法27条1項2号)			
	(6) 児童を里親等に委託し、又は児童養護施設等に入所させること。(法27条1項3号)			
	(7) 略			
	(8) 指定発達支援医療機関に対し、肢体不自由のある児童等を入院させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託すること。(法27条2項)	略		
	(9)～(17) 略			
	(18) 里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所した児童について、引き続き委託を継続し、又は当該施設に在所させること。(法31条2項)	略		
(19) 略				
(20) 児童等が共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助等を行い、又は当該住居において日常生活上の援助等を行うことを委託すること。(法33条の6第1項)	略			

	(20)～(22) 略			
	(23) 扶養義務者等の収入の状況につき、扶養義務者等に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めること。(法56条4項)	○	○	
	(24)～(32) 略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略			
	(7) 児童の施設入所等の措置を解除しようとするときに、児童福祉司等の意見を聴くこと。(法13条1項、16条1項)	○	○	
	(8) 児童の施設入所等の措置等を解除するときに、その保護者に対し、必要な助言を行い、又は必要な助言に係る事務を委託すること。(法13条2項・3項、16条2項)	○	○	
	(9) 児童の施設入所等の措置等を解除するとき又は児童が一時的に帰宅するときに、当該児童の安全の確認を行い、又はその保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。(法13条の2、16条2項)	○	○	
	(10) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の5、16条2項)	略		

	(21)～(23) 略		
	(24)～(32) 略		
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略		
	(7) 児童の住所等への立入り等又は児童虐待を受けた児童の一時保護の実施状況等について児童福祉審議会に報告すること。(法13条の4)	略	

13～15 略

16 保健医療大学

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 保健医療大学規則関係事務 規…香川県立保健医療大学規則	(1) 授業料を減免すること。(規13条1項・2項)	略		
	(2) 授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予すること。(規14条1項)			
2・3 略				

17～30 略

31 土木事務所

13～15 略

16 保健医療大学

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 保健医療大学規則関係事務 規…香川県立保健医療大学規則	(1) 授業料を減免すること。(規11条)	略		
	(2) 授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予すること。(規12条1項)			
2・3 略				

17～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
			所長等	課長等	
1～23 略					
24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 省…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	(1) 建築主又は国等の機関の長に対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定結果等の通知書を交付すること。（法12条3項から5項まで、13条4項から6項まで）		○		
	(2) 建築主又は国等の機関の長に対し、特定建築物に係る基準の違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は通知して要請すること。（法14条1項・2項）		○		
	(3) 建築主に対し、建築物エネルギー消費性能確保計画等の変更その他必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該指示に係る措置をとるべきことを命ずること。（法16条1項・2項、19条2項・3項）		○		
	(4) 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求めること。（法17条1項、法21条1項）		○		
	(5)～(7) 略				
	(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。（法36条2項）		○		
(9) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書を交付すること。（省11条）		○			

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
			所長等	課長等	
1～23 略					
24 エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…エネルギーの使用の合理化等に関する法律	(1) 建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について指導及び助言をすること。（法74条1項）		○		
	(2) 特定建築物に係る届出又はその変更の届出を受けること。（法75条第1項）		○		
	(3) (2)の届出をした者に対し、当該届出に係る事項を変更すべき旨を指示すること。（法75条第2項）		○		
	(4) (2)の届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について報告を受けること。（法75条4項）		○		
	(5) (4)の報告をした者に対し、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすること。（法75条5項）		○		
25 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	(1)～(3) 略				

	(10) <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書を交付すること。(省29条)</u>		○
25 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…都市の低炭素化の促進に関する法律 省…都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則	(1)～(3) 略 (4) <u>低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書を交付すること。(省46条の2)</u>		○
26 略			

32 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

26 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…都市の低炭素化の促進に関する法律	(1)～(3) 略		
27 略			

32 略